

- 近畿靴小売商協会が主催するシュー・フィッター養成講座が9月14日(水)15日(木)の両日アルファイック大阪3階会議室に於いて43名が参加して開催された。カリキュラムは左記の通り。
- 一日目(14日水曜日)**
- 靴の商品知識
(株)ムーンスター商品本部、
革靴企画部長 松浦 隆 講師
 - ゴム履物の商品知識
部品質保証課長 秋満 茂喜 講師
 - 足の構造機能
コーポおおさか病院 整形
外科 西村 典久講師
 - 足の生理・病気
医療法人 松本快生会病院
西奈良中央病院・奈良県立
医科大学 名誉教授 高倉 義典 講師
- 二日目(15日木曜日)**
- 足型計測
日本靴小売商連盟SF講師



近畿靴小売商協会が主催するシュー・フィッター養成講座が9月14日(水)15日(木)の両日アルファイック大阪3階会議室に於いて43名が参加して開催された。カリキュラムは左記の通り。

一日目(14日水曜日)

○靴の商品知識

(株)ムーンスター商品本部、

革靴企画部長

松浦 隆

講師

木内一郎講師・岩井直明講師・大村康郎講師・西出二男講師

木内一郎講師・岩井直明講師・大村康郎講師・西出二男講師

木内一郎講師・岩井直明講師・大村康郎講師

木内一郎講師・岩井直明講師・大村康郎講師

○ゴム履物の商品知識

部品質保証課長

秋満 茂喜

講師

○足の構造機能

コーポおおさか病院

整形

外科

西村

典久講師

○足の生理・病気

医療法人

松本快生会病院

西奈良中央病院・奈良県立

医科大学

名譽教授

高倉 義典

講師

○足と靴の知識

同 岩井直明講師・大村康郎講師

○足と靴の知識

シュー・フィッターの心得

同 木内一郎講師・岩井直明講師

○テス

ト

####

新定款案の紹介(2)

今月は会員についての規定であるが、前定款と新定款案の内容はほぼ同じである。一応各項目についてふれてみる。

第2章 会員

第6条 (会員の種別)

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下、「一般社団・財團法人法」という。)上の社員とする。

1、正会員・東京都内で靴関連事業を営む法人等の団体又は個人で、次条の規定により本会の正会員となつたもの。

2、賛助会員・本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人等の団体又は個人。

前定款では、「靴に関する事業を営む」と表現されていてが、「靴関連事業を営む」と範囲が広がっている。また、総会での議決権は正会員に限られているが、この規定は前規定と同じであり、レクレーション等の活動については、正会員、賛助会員の区別は設けられていない。

第7条 (入会)

1、本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込まなければならぬ。

2、入会は、会員総会において定める各会員に関する規定により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3、法人等の団体の会員にあつては、団体の代表者として本会に対してもその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届けなければならぬ。

4、既納の会費は原則として返還しない。ただし、会費等に関する規則で返還する場合がある。

5、会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

費を支払わなければならぬ。

(5)除名されたとき

3、会員が前項の規定により

その資格を喪失したとき

は、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

第11条(除名)

1、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

(1)「(1)の定款又はその他の規則に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたと

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(4)会員を除名しようとするときは、理由を付して退会

するに至つたときは、退会し

たものとみなす。

(1)会費等に関する規則に定める期間分の会費を滞納し

たとき

(2)総正会員が同意したとき

(3)後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき

(4)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したと

業界情報

トップサイダーの
ABCマート
国内代理店に

ペイレスシユースを展開するアメリカのコレクティブ・ブランドは、エービーシーマートと「スパリー・トップサイダー」、「サッカーワーク」の日本市場における代理店契約を締結した。

シードコードボレーシヨンのトップ

サイダーの取り扱いは今期で

終わることになる。今後もこの

ようなABCマートの動きが続

くなら、一般専門店の受ける影

響は多大なものになるだろ

う。デッキシユーズなら類似デザ

インを持つセバゴの導入、ランニ

ングシユーズなら他ブランドとの

取り組みを深める必要があ

る。また、並行輸入という方法

もあるので、新規取引先の開

拓も重要な課題であろう。

なお、コレクティブ・ブランドは

この他にもケツズ、ストライド、

ライト、エアーウォーク、ビジョ

ン、チャンピオン、デキスター各

ブランドとも関係をもつてい

第8条 (入会金及び会費)

1、正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、会員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会

費を支払わなければならぬ。

(1)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(2)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(3)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(4)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(5)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(6)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(7)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(8)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(9)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(10)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(11)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(12)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(13)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(14)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(15)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(16)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(17)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(18)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(19)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(20)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(21)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(22)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(23)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(24)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(25)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(26)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(27)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(28)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(29)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(30)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(31)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(32)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(33)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(34)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(35)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(36)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(37)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(38)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(39)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(40)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(41)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(42)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(43)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

(44)会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務

は、これを免れることができ

ない。

会員店舗紹介③

カワカミ靴店

ポイント

①家族経営の温かみがあつて
顧客が多く、固定ファン

② 対象年齢が高いが、商品がリユースが豊富。接客力もあり、買いやすい売場。

今回は副会長の川上久和さんのカワカミ靴店の紹介である。阿佐ヶ谷駅から中杉通を渡つた、高架下のゴールド街に立地しており、駅に近接した好立地である。ゴールド街はJR東日本都市開発が運営しており、先に改装したダイヤ街に続き、大幅なリニューアルを予定している。

この場所は、中央線の高架事業に伴い、立ち退きを求められた在来店舗の代替地で、営業開始から44年経つとはいえたが、退店を強要されるのは、今後の生活もあり、簡単には応じられないというのが川上さんのお主張である。



で販売にあたっている。営業時間は10時から8時で、商品構成は婦人靴60%、紳士靴20%、スニーカー、子供靴各10%である。婦人靴は革靴が中心で、東栄が主力であり、7,800円がボリュームプライス。紳士靴はリーガル、マドラス、オーツカ、マレリー、スニーカーはニューバランス、子供靴は瞬足とスーパースターが主力である。このほかに雨靴、付属小物も充実している。



店は43店、年間販売額16億29百万円で、1店当たりにすると従業員2・8人、年間販売額3788万円、売場面積20坪である。カワカミ靴店は平均よりはるかに効率の高い実力店である。

地元の食材での昼食を味わい、バスは白根山湯釜と妻恋村の愛妻の鐘を見学し目的地の草津温泉ホテル櫻井へ、湯畑、西の河原を見学の後、温泉を満喫し午後6時半より懇親



7名の支部員は朝8時に新宿駅西口に集合、我々を含め総勢39名を乗せ一路草津へ向け出発。途中一ヵ所のS.Aで休憩し最初の目的地、本部の校外指導でも立ち寄った「浅間酒造観光センター」へ。

二日間とも好天に恵まれ暑いくらいだったが、東京の厳しい残暑を忘れフレッシュな空気と涼を味わつた。

パワースポット戸隠神社を参拝し帰路に就いた。

年々参加者が減少しており
ますが、和気あいあいの中、大
いに盛り上がり更なる団結が
出来たと感じました。

訂正とお詫び
9月号で8月の理事会で
だよりの小堤会長の挨拶
の中で、「ABCマートが粗
利益22%と我々の4倍（5
倍の魯威的な利益を上げ
ている。輸入直販の強さを
示している。」とありました
が、粗利益ではなく経常利
益の誤りでした。
お詫びの上訂正致します。

理事会だより

平成二十三年九月二十日(木)
午後二時半、西村記念ホール

小堤幸雄会長から、「猛暑がつづいたあと急に寒くなりました。健康に気を付けましょう。」などの挨拶があり、議事録署名

人に森嘉明理事、佐藤清吉支部長を選出し、川上久和副会長の司会で議事に入る。

一、靴の記念日の結果について

田中省副会長より、お買物券の回収状況について、本日の会合前の速報で引き換え率が90%を超えており、今回の催事は消費者と会員店に大変役立つたものとなつた。と報告。

二、「靴まつり」の途中経過について

田中省副会長より、昨日までの応募状況について、約200通の応募があり、専門店と大型店の割合が50%づつといった内容である。月末まで期間が残されているので二層の協力と、店舗印他注意事項の説明がなされた。

三、11月10日(木)

校外指導内容説明について
川上副会長より、行き先候補として総務委員会で決定したコース(工場見学、中川温泉「信

玄館」)の説明があり、大震災により延期した経緯もあり、なるべく近いところで評議が良いところということで決定した。さらには申込みの要領、旅行保険等について詳細な説明があつた。

四、シユーフィットー養成講座、大阪の結果及び

佐宗専務理事より、9月14日(水)・15日(木)に開催した大阪講座は新規受講が34人、書き換えが9人の合計43人が参加した。

五、教育・研修委員会、財務事業委員会、催事・広報委員会からの報告

①催事広報委員会
田中副会長からは前回の消費者懇談会に関する返答と消費者講座の自己開催の必要性。

②教育・研修委員会

矢代裕夫副会長から既得者講座の年3回開催と研修会等のスケジュール化。

③財務事業委員会

小堤会長からは旧規約委員会メンバーによる小委員会で一般社団にむけた実務審議を進めたいこと。日東・合同ビルの仮の耐震補強が高額の為これを取りやめること。耐震設計3次計画の予算後期分実行。

以上の決済事項の提案と別紙各議事録により報告事項の説明がなされた。
小堤会長より、同時に譲つたところ、満場一致で承認された。

六、合同ビル双方の修繕、機器更新予定について

また、11月16日(水)・17日(木)に東京講座を予定しているが、現在、大型店に受講予定を伺っているが、応募者が少ない場合でも開催する方向で検討している。などの報告があつた。同時に諮り、了解された。

七、その他 事務局より今後の日程など 報告

議事が進行した。
平成22年度事業報告、収支決算報告、相互会決算報告が担当者より報告され承認された。
さらに平成23年度事業計画案、収支予算案が発表され慎重審議の末、原案通り可決承認された。
来賓の挨拶で小堤会長より

さるに平成23年度事業計画案、収支予算案が発表され慎重審議の末、原案通り可決承認された。

続いて矢代副会長の乾杯の音頭で懇親会へと移った。
皆様には、今後とも協会をささえて下さいますようお願い致します。」と挨拶。

思ひ出話などに花が咲き、楽しくも有意義な総会となつた。



景況についてのアンケート結果 (対象月…23年9月)

| | |
|------------|-------|
| ▶ 全体的な業況 | |
| 良 い | 0.0% |
| 悪 い | 55.6% |
| 変わらず | 44.4% |
| ▶ 売上げ | |
| 前月比 増えた | 0.0% |
| 減った | 77.8% |
| 同 同 | 22.2% |
| 前年同月比 増えた | 0.0% |
| 減った | 66.7% |
| 同 同 | 33.3% |
| ▶ 販売価格は前月比 | |
| 騰貴した | 11.1% |
| 下落した | 33.3% |
| 同 同 | 55.6% |
| ▶ 販売経費は前月比 | |
| 増えた | 0.0% |
| えつた | 11.1% |
| 減った | 88.9% |
| 同 同 | |

東京都中小企業景況調査(8月)

業況: 4か月連続で改善
見通し: 上昇期待に一服感

